

一、麦壳駄 一、粟壳駄

手廻八人 半十郎

一、麦壳駄 一、稗壳駄片馬

手廻八人 孫作

一、米片馬 一、稗片馬

手廻六人 与左工門

一、麦片馬 一、粟壳駄

手廻六人 権助

一、麦壳駄 一、粟片馬

手廻九人 甚之丞

一、麦壳駄 一、稗壳駄片馬

手廻七人 庄吉

一、麦片馬 一、稗片馬

手廻六人 忠藏

一、麦片馬 一、粟片馬

手廻五人 勘助

一、麦片馬 一、稗片馬

手廻五人 孫助

一、麦片馬

手廻四人 久藏

右の通座敷改御帳合一通りにて御通成され候。其後右の内御取上という御沙汰も無之打過申候。御村には老晚御泊り成され候、御帰りの節十九ヶ村肝入衆中相談の上、少々も御酒代差上候由其後右の品御取上の御沙汰も御座なく候。

第十二節 百姓騒動

一揆発生の近世の百姓は、検地によつて定められた土地を耕作して年貢をおさめ、ようやく生活を状況維持したが、冷害や水害、旱魃などの天災等があつても厳しい年貢の取立があり、或いは藩の財政窮乏から、御用金、寸志金、分限金等々の徴収もあつたりして、重税と悪政は益々生活を苦しむものにし、遂に一人一人の力ではどうにもならないことから、団結して抵抗する姿に変り、やがて行動化されて一揆という騒動に発展した。

藩ではこのため、百姓たちが企み、組んで団体行動をする逃散、嘆願、愁訴、強訴、越訴などは、みな曲事で、法に背いた者は嚴重に処罰する制度を設け、觸れを出し、高札を立て、これに従はない行動を一揆として厳罰に処した。

南部藩の一揆の発生は全国的にみて最多発地帯といわれ、近世期だけで一〇〇件余にのぼり、その中地

域別にみると、稗貫郡、和賀郡に多い。東十二丁目に関係があると思われるものをとりあげてみると次のようである。

西暦	年次	月	発生地		原因	方法	成吉	参加人員
			年	月				
一七三一	享保十六年	二月二十五日	稗貫・和賀二郡	坪役錢反対	重税反対	強訴	成功	三千人
一七九五	寛政七年	十一月八日	安俵・高木通	減税	強訴	成功	成功	数千人
一八一五	文化十二年	六月二日	東十二丁目	拒否	和賀川筋普請人夫	拒否	百五、六十人	八ヶ村御藏給所肝入・老名
一八二一	文政四年	十一月八日	安俵・高木通	用水堤普請人夫	和賀川筋普請人夫	拒否	八ヶ村御藏給所肝入・老名	十九ヶ村御藏給所肝入・老名
一八二三	文政五年	六月	安俵・高木通	用水堤普請人夫	拒否	否	八ヶ村御藏給所肝入・老名	組頭
一八二三	文政六年	二月	安俵・高木通	拒否	和賀川筋普請人夫	和賀川筋普請人夫	十九ヶ村御藏給所肝入・老名	十九ヶ村御藏給所肝入・老名
一八三六	天保七年	八月	安俵・高木通	拒否	拒否	否	百五、六十人	組頭
一八三七	天保八年	十一月	高木通	藩政改革要求	減税	愁訴	直訴	三千人
一八三七	天保八年	一月十三日	和賀・稗貫二郡	藩政改革要求	減税	愁訴	直訴	三千人
一八六六	慶應二年	十一月十五日	安俵・高木通	歩付高割反対	拒否	愁訴	直訴	三千人
一八五八	安政五年	十月	安俵・高木通・二十ヶ村	用水堤普請人夫	拒否	愁訴	直訴	三千人
一八五八	安政五年	十一月十五日	安俵・高木通	減税・開田反対	拒否	愁訴	直訴	三千人
一八六六	慶應二年	十一月十五日	安俵・高木通	強訴	愁訴	愁訴	直訴	三千人
一八六六	慶應二年	十一月十五日	安俵・高木通	成功	成功	否	直訴	三千人
一八六六	慶應二年	十一月十五日	安俵・高木通	三千余人	不 明	数千人	直訴	三千人

一八五三	嘉永六年	十一月十三日	安俵・高木通	歩付高割反対
一八五三	嘉永六年	十一月十三日	安俵・高木通	歩付高割反対
一八五六	安政五年	十一月十五日	安俵・高木通	歩付高割反対
一八五六	安政五年	十一月十五日	安俵・高木通	歩付高割反対
一八六六	慶應二年	十一月十五日	安俵・高木通	歩付高割反対

(註)

「逃散」——土地、家屋を捨てて郷村を離脱する。

「嘆願」——わけを説明して願い上げる。

「愁訴」——自分の権利を保持または回復のため、上部の権力に窮状を説明し、訴える。

「強訴」——直訴——徒党を組んで領主に裁断を強要する。

「越訴」——藩境を越えて他領に入り、実情を訴え対処を求める。

「曲事」——けしからぬこと、法に背いた者を処罰すること。

「坪役錢」——宅地税で、一步について二錢が課税されたもの。

坪役錢等反対 享保十六年二月二十五日、鬼柳通の百姓達が直訴のため、村を出て道々で落合い三千人程となり、盛岡舟橋川原に詰めかけ、かがり火をたいていたので、御城では夜中何事かと御徒目付久保治左エ門、宮金五郎、工藤小左エ門が参り、何様の義にて詰候や、願の義あれば申上げよと尋ねられ、願いの筋は青竹にはさんである書付で、御側に直接差上げたい旨答えたので、役人達はこれを取上げられたから、みなそれぞの村に帰った。

三月廿日右のこととで、御勘定頭横沢武次右エ門が花巻へ来る途中、石鳥谷、郡山の間で又々盛岡に詰め

る黒沢尻通の御百姓共六、七百人に出合い、帰るよう話したが聞入れず、是非なく乗物から出、鎧を以て追かける始末となり、百姓共も願書を渡して帰った。

四月廿日、高百石に付御役金弐歩宛御免、屋敷御札錢（坪役錢）御免の申渡しがあり、騒動は静まつた。

重税に反対

この一揆について「南部史要」に次のような記事がある。「寛政七年（一七九五）五月十日公職に就てより初めて盛岡に帰る、これより先き連年の凶作にて財政益窮乏を告げ、御用金、御縁合金、寸志金、分限金等有ゆる名称の下に金員の徵収あり、一方また諸商品に対する運上増加して、二倍にも三倍にも至れるに、大小役人等驕奢に長じて身分不相応の振舞多く、今回公の入国に際しましたまた縁合金を命ぜるより、農民大に憤慨し、茲に起て強訴を企てるに至れり、即ち十一月八日郡山附近の農民四百余人徒党して盛岡に來り、中ノ橋門まで詰めかけたるを、役人等慰諭して解散せしめたるが、十一日至りては花巻附近のもの五六百人、十三日には安俵（和賀郡）高木（稗貫郡）附近のもの二千余人、十五日には花巻、大迫、小山田（和賀郡）附近のもの三四千人押寄せ來り、法螺貝を吹き鬨の声を揚げて勢淒まじく、如何なる椿事出来せんも計られざるより、役人等も圧伏手段を執らず、農民に対し古例になかりし新租税これを免除すべき旨を誓ひ、且つ証書を交付したるを以て、彼等も安堵して追々に退去したり。（以下略）

また村の状況等について「万事書留記」（大木（直）家文書）に、「……（略）……之により安俵通堂社寺などに集まり、かいをふき、鬨の声をあげ、騒ぎ立申候。高木通川前通も右の通り、村限に寺へ相集まり、様々騒動仕候。当村にては、同十一日より御寺へ相集まり、吟味仕り、同十二日昼時より四、五日分、はんけやう、そばやき餅、小麦やき餅など仕度仕り、川前通罷り立申候、然る所高木川原へ御役人壱

人、御代官、御帳付其外花巻御諸士罷り居り、様々相留申され候、これによりぜひなく罷り帰り申候、然る所同晩ハツ時に御役屋より廻紙罷り成申候、是は下々御上へ願の内、当秋仰付られ候新取立の寸志金不残、御買米不残、馬役錢右の三拾五文成、又山みやうが錢右四しな御免外に御用の筋これ有につき、明日土沢へ残らず相詰申べく候と申廻紙罷り通り申候。之により同十三日土沢へ相詰申候。其時の御役人は森岡より、御勘定頭本堂仁右エ門、御目付は堀井勇右エ門、同当所御代官長尾義左エ門様外小役人土沢へ御出に成右の通仰出され、御證文迄指出し成され候得共、中々是にては罷り成らず申候、仲五村外安俵通土沢にて騒動仕り、右の御役人、小役人手に餘り、あまつさえ御やり壱本折られ、其外宿々酒屋杯は手あてあしく仕り申候所はさんざんにふみちらされ迷惑仕り候、其晩杯は、皆役人ぢりぢりに罷り成、これにより花巻より御諸士三拾人斗に御同心四拾人斗御呼び成され、ようよう相しづめ、大勢にて花巻へ御帰り成され候、是より領の皆下々も相しづまり申候。（以下略）

減税の願い 文化十二年（一八一五）四月、八幡、寺林通の百姓五百人程、続いて鬼柳、黒沢尻通の上
げ 千余人とそれぞの要求（願上）を以て騒立て、安俵、高木通でも不穏な動きがあつた

が、代官や勘定頭の説得があり、目録の愁訴となつたが、東和町晴山行政区の「御用留帳」に鳴村の行動について次の書留がある。

一、同月（六月）朔日、御勘定頭相坂權兵衛様、矢沢村御越に付、御代官中野五右エ門、矢沢村御出、相坂様御同道にて中野御先達にて十二ヶ村御帰り、中野五右エ門様御宿は崩治左エ門所、御勘定頭相坂權兵様御宿新長喜太郎所御宿これ有候。然る所二日、鳴村御百姓共百五六拾人程、成鳴村荒屋向舟場迄參り居候。右の趣成鳴村老名共並御与力中山庄兵衛、御代官へ御注進これ有候。成鳴村老名共、鳴村御百姓衆、

何様の用義これ有此元に御出てさわき立候哉と相尋候所、拙者共參候義、別義にはこれ無候。矢沢村へ御勘定頭御出の由承候間、直々願上度事これ有候故、これ迄参候、成嶋村の者共中にはさわき迄これ無く、明日は御役人様方更木村御用の儀仰渡されの趣に御座候間、隣村の義これ有る間御引取、更木村にて仰上られ然る可き事と存候。右の故、嶋村御百姓共引取申候。（以下略）

この一揆で安俵高木通が嘆願した項目は

- 一、御年貢米上納の節、目こぼれ米、余斗これ無き様御吟味下し置かれたきの願。
- 二、川欠並諸普請の義御村限仰付られ下し置かれたきの願。
- 三、御雜穀御畠初御貸付の義御免下し置かれたきの願。
- 四、御味噌御貸付御免下し置かれたきの願。
- 五、問屋御免の願、塩役斗御免の事。
- 六、紅花御役御免の願。
- 七、富札御官処より御引配御免の願。
- 八、御村肝入三年宛順番ニ仰付られ下し置かれたきの願。

の八項目で、土沢町で御免の仰渡がなされている。同時にこの騒動に關係のあつた諸役人の処分について沙汰があつたという。

用水堤普請 災害があつて、村限りでは復旧等困難の場合、助合普請によつて近隣の村々から人夫を出役に反対 出していたが、幸田三郎堤の底凌さきいに人足の割付があり、これについて村々で相談し、次のような願上文書が代官に差出されている。

恐乍ら願上奉り候事

一、此度矢沢村三郎堤御普請の義、御沙汰に御座候所、先頃より度々申上候通、御普請御割合の義相及び兼候趣申上候得共、押て御沙汰に御座候間、銘々御村方へ罷下り、未々の者迄申諭候得共、一統割合御普請の義相及兼候趣達て申出候、尤矢沢村右水下当年の日照にも早々に仕付も相成候程の御場所にて、今以て堤にも水沢山に御座候所より、一統帰服も仕らず、村々には難所の揚堰又は用水堤不足の御村方もこれ在、年々村自普請にて人足の費少からず、尤矢沢村にて不仕付仕候程の日照に御座候へば、外御村には仕付相成難程の御村方も御座候間恐乍ら猶又御普請の義、相及兼候趣再応申上奉り候。

文政四巳の六月

高木村、嶋村、更木村、平沢村、黒岩村、立花村、中内村、宮田村
各村老名、肝入、知行肝入連名

再び堤普請 昨四年願書を差出し訴え出たのであるが、当五年、再び三郎堤御普請について、安俵高木通十九村に対しての出役が要請された、岩手の百姓一揆集（大図日記）には次のように書留めされている。

「一、幸田三郎堤矢沢村より願上候處、三通御据にて仰付られ候間、拾八ヶ村より三通御据の義は御免成し下され候様押々願上候。右八通へも内々相談仕候て、八幡通にても右助合の義は不得心にて、両通相談仕、双方より願書差出し助合無しに仕候、安俵高木通自普請に仰付られ候の處、矢沢村の義は格別砂押込候て、自力に及兼候て、安俵高木通助合の義、矢沢村にて願上候。御代官神匡様御下役太田多見平様御取持にて、此度斗り御普請成就仕候様仰付られ候に付、諸村默止難く畏れ奉候。之により己来助

合無し此度斗りの助合にと仰付られ半浚に仕り候、堤半分上方普請仕候、向後自普請に仰付られ、重畠有難き仕合せに存じ奉り候。」

助合人足割合

一、三千七百八人 浚人足

半浚入用老人堀より三人掘迄惣概老人につき壹坪半積り、半浚物坪数五千五百六拾弐坪

一、五百人 繩持籠拵方昇棒並小屋掛下ヶ方小屋番薪取入用人足

一、百人 橋取替弐本、橋据方等人足

メ四千三百八人

矢沢村分千五百人、千三百五拾坪引、残弐千八百八人、四千弐百拾弐坪を各村々に割当、

鳴村、百九拾九坪、人足百三十弐人八分

(他村分略)

和賀川普請の 文政六年（一八二三）一月、洪水によって大破した和賀川筋の普請、入用御人足一万千出来なれば、当年中不残出払では、仕付手後てちくわにもなるので、三ヶ年に出払となるようとの願上げを安俵高木通の老名、肝入共から出しているが、願書は御下げになり、三月十三日左の御廻紙があり、今度限りということで承諾した。

（写）

黒沢尻通の内、和賀川筋横川目村の内高屋敷下、江釣子村の内畠中前、朴木前、野田前、六黒と申所右五ヶ所、鬼柳、黒沢尻通、二子通三通御普請所に御座候処、此度斗八通助合普請入用の人足御元壹万千

八百五拾五人、八通惣高割付

一、弐千六百六拾五人 安俵高木通

来ル十二日より来月二日迄日數廿一日、右場所へ相詰御普請奉行猫塚彦四郎の差図を得べく。以上

三月

御官所
村々

御仮屋普請の 鬼柳にある藩主御仮屋が類焼し、新築御普請の人足が割付されたので、事情柄特に協力出し差出すことについての願書が出されている。

恐乍ら御請申上げ奉候事

一、鬼柳通御仮屋御普請、前例鬼柳、黒沢尻通、二子通持にて御普請仕り來り候処、此度は朽損御建替と違、御類焼に付、新規御建替成され候事故、逆も三通斗にては相届兼候に付、右入用人足壹万弐千弐百廿八人七分の処半分は鬼柳、黒沢尻、二子通三通持、残半分の処は八幡、寺林通、万丁目通、安俵、高木通五代官所助合出入人足仰付られ候間、何分にも未々御百姓共へも申談、御請仕り、来春御下向前御出来栄に至候様仕るべき候旨、具に仰渡され畏れ奉り候。随つて三通持の御場所に御座候得共、前文の通御諭出し下され候事故、此度斗の御人足御沙汰の通指出申しべく候。已來は御慈悲の御憐愍を以て、御百姓共御救に相成り、永く相続仕り候様仰付られ成し下し置かれ度恐乍ら此段願上奉候、已上

文政六年未八月

安俵高木通御感給所惣御百姓共

老名

連印

右の通相認差上る。
天保七年の八月と十一月の二度行なわれてゐるが、当村の行動について、古川孫左エ門文書（多田豊

（東和町晴山、御用留帳）

天保七年の八月と十一月の二度行なわれてゐるが、当村の行動について、古川孫左エ門文書（多田豊
強訴家所感）である凶作の書留「天保七丙申年凶作一件並御百姓愁訴帳」の中に次のように記されている。

天保騒動の事

頃は天保七年丙申年凶年の年なるに、八月十八日晚更木村、島村、高木村三ヶ村御百姓共出訴同様騒立、山々へ上り明松手々に持ち、時（閑）の声を上げ候所、早速肝入老名共馳廻り、取鎮めるといへ共用ひず、はや花巻御城へ聞え、御役人衆中船場迄御出張これ有、御代官御下役高木村御物書手伝勘之助宅迄御出ござり、桃灯綺羅星の如く山々へ見得けるによつてこれに恐れ、先ず当村の者共銘々に引取ける。此所謂（以）を尋ぬるに凶作の事なれば土蔵改御役人御支配所へ居懸候由、折悪しく雨天洪水にて川口町にて二三日御逗留なされ、是を除かん為に騒立候由、この発端は鬼黒通にて先立にて騒立て為に土蔵改御引取なされ候由、鬼黒の風聞きこえける。翌十九日晚御代官御下役更木村へ居懸りの御同心日明の者相廻し候所、此晩も少々更木村にて騒立、大竹にて式人召捕られ、直々森岡へ御引上の籠者となされにける。然りといえども元来頭党にもあらず、見せしめの為に召捕られるとかや、十二月の頃には御免これあり、一人は零石送り、一人は五戸送りと聞えける。か様の節には必ず人先に進む事無用慎しむべし。廿日の晩当

村柳の藤右エ門宅へ御代官様御泊り、更木、臥牛を防がん為の御泊り也。此二ヶ村は御城近く御代官の御目の下なれば後年にも恐るべし、やむを得ざる事ながら土蔵改御通成され候。

・十一月下旬の事なるに百姓騒動出にける。この発りを尋ぬるに、大迫通より起り段々安俵通へ移り、安

俵通は矢沢村陣ヶ森に陣を取り高木通と一手に成つて森岡に行くという約束なれば、宮田、中内の人數は立花村へ出、家別に人數を揃え一軒にても出ざる者あらば踏漬し乱財すべしという誘引により、立、黒、平、更より嶋村へ十一月廿六日七ツ時に数大勢参り、閑の声をあげ、まず肝入なれば藤左エ門宅へ乱入す。此日川岸へ参候御穀留御役人御兩人立花の辺にて留め兼ね、これにより安俵通御代官立合にて御鎮めなされたき思召にて嶋村へ御出御代官岡本庄作様、御下役藤枝源右エ門様、御物書御同心定番衆、矢沢村善重郎殿数多居懸り候得共、大勢に罵られ其行方なきに、藤左エ門土蔵へ隠れけり、此頃また戸沢御役人内田渚様、田中陳藏様御年具御取立に数日居懸り、此御兩人は歓喜寺へ忍びける。

藤左エ門宅にて粥を与へ、孫左エ門宅にては飯ぶんぬき一つ宛、味噌少々、漬物を出しける、漸々村の者共高木村へ先立けるに依つて日暮合には高木村肝入なれば先ず清左エ門へ引移りける、夜中になれば嘉兵衛、新川善助などの宅にては大いに騒ぎけると也。これより夜中安野船を渡り、廿七日の明方には矢沢村へ行きにける。村々大家にて賄を与へ、段々閑口まで行所に北様御家中に留められ、宿仰付られ人數千戸百人と改る。願の筋取次申すべく候間、是に控置申べき旨仰付けられ、即北様へ言上致しける。願の筋御吟味の上追々仰付らるべき旨仰出され候間、一先引取申すべき由にて二晩泊りける。帰りには関口船を渡り葛村元清幅之下善助、上似内治兵衛へ懸り、是より花巻丸屋、相撲屋両家、川口町伊勢屋、日野庄三津屋、日野屋へ懸り、何れの族にても飯ぶんぬき賜り、廿九日に帰りける。

是は扱置き、先陣の陣ヶ森の人数は待兼、先達て東通り森岡へ行く所に、関口において花巻御役人御取次小田島新吾様御同心一人附添取鎮の為出張致候所、多勢に無勢で叶わず新吾様薄手にて少々怪我いたし、御同心吹張町久助殿と申す御仁命を失ひ関口より船にて川口迄下りける。御同心へ錢三文御ほうび下さる也、然れ共御両人共御身帯には相違これなき由、扱危き事共也。

是より段々森岡近辺迄行く所に、築田土橋まで行けるに、諸役人大勢居懸り留められるに、此土橋損しけるにや落ち申候、是より川上に廻り瀬越いたし通りける。諸役人衆中御役所を立候得共押破られ難なく中の橋まで詰ける。即御名代として御老中毛馬内典膳様、御側頭戸沢駿河様御発向あり、依て御百姓共へ何義によらず願の筋取次すべき趣仰渡ける。願の筋拾七ヶ条を願上る、併しながら御年貢の義は是迄上納の分は御免これ無き者也、事によれば一命に懸る事も出来る者也、依て身共宜しく取斗うべし、休息の為八幡宮の馬場にて明朝御賄下し置かれ候旨仰出されける、これにより八幡宮へ皆々引取ける。

看町、八幡町より有合の春木為賦薪木を下し置かれ、終夜火をたき罵りける。翌朝御賄ふんぬき下し置かれる也、尤此人数の内には退屈いたし帰る者も多分これあり候、然しながら願の筋一ヶ条にても御免の御沙汰もこれなく候得共追々に皆々帰りけると也、誠に恐入たる風情也。

一、願書面之旨承届申上追而可及沙汰ニ候

天保七年甲十一月廿七日

御 目 付 白 石 環 印
同 高 野 織 江 印
関口北様御家老 晴 山 実 印

右之通御方様御取次下し置かれ候に付皆々関口より帰りける。

鬼柳関所越境 天保八年（一八三七）一月、稗貫、和賀の百姓達の愁訴があり、その一手は鬼柳の御関

所を破り仙台領に入る事件などがあった。これについて「内史略」に次の記事がある。
一、天保八丁酉年正月九日より八幡、寺林、安俵、高木、二子、万丁目通百姓共、愁訴を企、川東より追々鬼柳黒沢尻通へ押来り、悉く誘引立、川西迄に追々馳加り、昼夜人数加り催て、数千人數日の中、誘引立て鍋倉へ集り、湯口へ相廻り、夫より清水野、紫野辺にて二手に相分れ、一手は岩崎川へ仮橋をかけ渡し押渡り、仙台御領六原へ出て、直々高清水へ出んと押行く所、仙台御境彼地諸役人相詰、嚴重に御境警固、願向これあるならば本道より来るべし。間道よりは老人も通候義相成らずと、厳密の警衛に押破り通るべき様なく、其場を引退く所、是正月十、四日也此方へ夫々の御官所より早打を以て、正月十一日注進に依て、御目付上山繁記、宮手仁左エ門、御代官詰合星合其馬、田鍛要之亟、御徒目付御同心等罷越、欠付て申諭、悉く納得、本所へ引取る。一手は御役人中の諭をも聞入れず、御関所理不尽に押通り、仙台御領相去御番所前へ罷越候所、彼地諸役人相詰警衛、同所に於て抑留、百姓三拾人へ御同心老人是又正月十四日也老人一日武拾積の炊出し申付け、此方花巻迄附届これあり此方諸役方より早速書状を御同心兩人早飛脚にて遣され、河岸御蔵より米共に遣さる。同十六日立、御勘定奉行欠端儀右エ門、御目付木村与市詰合、御代官星合其馬罷越、仙台御役人へ懸合、諸共数百人の百姓共相諭、頭人二人留置悉く本所へ相戻す、殘る頭人斬罪等申付けず、直々本所へ相戻し三日慎中付相済し、怪我等これなく

内済に取斗申べく、城下重役人共へは問合申さず、仙台家にても、用人已上の役人共へ問合申さず内済に致候。双方堅申合にて御代官其馬より仙台家御郡司迄印紙取替し、頭人請取来り、同十七日右頭人共盛岡へ引付け、壱人は牢舎、三人揚屋入、同月晦日又四人召捕牢舎内八まん丁要吉と申者有之、頭人なり後斬罪となる。此方諸役人同月十七日帰着。此時仙台御郡司伊庭惣六郎、外御目付壱人、武頭壱人立合なり御郡司岩谷堂へ廻村にて廻り、先此事聞付欠付來り、制止候訳の由、実は左にあらず、相去より早打を以城下へ申遣、内々向にて来候由に聞ゆ

歩付高割反対 嘉永六年（一八五三）は旱魃の年で、小田島正家文書の記録の中に「抑嘉永六丑年の事迄も切れければ、田、畑、野山、草木も枯れるは目もあてられぬ次第なり、（以下略）」とあり、百姓一揆については、「内史略」に「嘉永六年十一月十三日、安俵高木通旱損に付検見願上候所、御歩付高歩に付、御引米願上候所仰付けられず、百姓共打寄愁訴、願の通り仰付られ相鎮る」と記され、一揆の成功であったことが知られる。

用水堤御普請 矢沢村用水三郎堤については、文政五年に此度ばかり助合、已来助合なしということでお入足反対 半浚としたのに、当安政五年十月またお入足の御沙汰があつたが、村々の用水は堤並川欠共其村自普請の事でありお入足に及びかねると、二十ヶ村の肝入達が連印、代官千葉安兵衛様、大沢富太様の許に差出した。

然し御官所より、既に御沙汰があり、三万九百八拾人のお入足を以て御普請助合の事となつてゐるが、此度は要用の箇所ばかりの助合、今度ばかりということで、来秋御普請の御沙汰となつた。その内容につ

いて（岩手の百姓一揆集大図日記の覚）には、次のように書かれている。

覚

- 一、四千三百八拾人 大堤半分通二万千九百坪壠尺五寸浚入用人足、但し壠坪に付貳分積り
右ハ御普請奉行兼て差上候大堤積高四ケ一分
- 一、貳百四拾五人五分 前御普請用持籠天秤並小屋番薪取人足
右ハ御普請奉行兼て差上候積り割合にて
- 一、千六百六拾人五分、錢五拾七貫文 大堤土手御普請入用人足並土井木金錢
右ハ御代官にて兼て書上仰付られ候分
六千貳百八拾六人、五拾七貫文
- 内一、千四百六拾五人、拾三貫文 矢沢村持
一、七百三拾五人、六貫七百文 御村水下御百姓持
貳千貳百人、貳拾貫文
- 残而四千八拾六人、三拾七貫文 安俵高木通村々より

右之通り矢沢村用水幸田三郎御堤三ヶ所之内、肝要之分大堤御普請入用書上仕候已上

午十一月

高木外二力村 (1) 村民の騒擾顛末

の開田計画

南部候家老橋山佐渡、高木、東十二丁目、更木の三カ村の原野畠地の交換を企て、高

木野福の粗地より水田となし民の福利を計らんとして、之が計画を企図し、即ち元治元年八月候の許を得、翌慶応元年九月、盛岡の人大光寺悦右エ門を実施測量及び其の監督に命じ、和賀郡臥牛村に派遣した。一方土木工事の方面には、和賀郡飯豊村斎藤易次郎（楢山氏家士）及び岩手郡大更村工藤寛得等に命じた。斎藤氏は直ちに猿ヶ石川沿岸美ノ淵上流に人夫小屋並びに事務所を設け權現淵より上水の見込でその工事に着手した。然るに斎藤氏高価を払つても地方民が米味噌其の他の食糧品を供給するものがない。時に矢沢村の熊谷徳寿郎（楢山氏家士）之を憂い是等の食糧品を供給した。同年十月楢山氏盛岡から多くの土工を遣わし大いにその工事を進めた。然るに水田の苛税に苦しんでいる村民等相糾合して之に反抗した。偶々慶応二年の秋颶風大雨殺到して水路崩壊するや機に乗じて旧十二月十四日有志のもの窃かに協議をなし、広く和賀郡部落迄勧誘し、翌十二月十五日夕刻、浮田、更木、臥牛、島、高木、平良木の村民数百人大挙して閔の声をあげ「ヤーデロデロー出ナイト踏ミ込ムゾーヤーヤー」と木製の貝を吹き筵旗を押立て行くうちに、漸次群衆増加し来て藩侯に陳述しようと盛岡へ行く途中、矢沢村熊谷徳寿郎に立寄り乱暴をなし八重畠村関口に入ると藩の御用人照井謙三乗馬で来て之を止め、その陳述書を受取り漸くにして止めさせた。群集らは帰途に美野淵の人夫小屋及び事務所を焼き払つた。後藩より探偵が来て更木村目明し役小田島玉蔵方に泊り居て取手役七八人と共に探偵した。慶応三年四月左の人々を主謀者として逮捕した。古川孫左エ門、押切藤左エ門、佐藤源四郎、佐藤源右エ門、更木村小田島伝三郎、菅原右エ門であったが、慶応三年の暮になって小田島伝三郎と菅原右エ門は讒言で罪人になつたことが判明して放免された。島村の小田島守治は逃げて所在をくらました。捕えられた人々は鉄窓に繋がれ厳重に調べられた。陳述書を認めた者は更木村永昌寺住職なることを申立てた。よつて藩は取

手を遣わした時幸い廃藩になり皆放還された。時に明治元年三月であつた。

この事業の遺跡としては、平堰の幾部と二三条の穴堰がある。穴堰をほるには夜に入口と先方とにカントラを明かし、互に照準を定めその傾斜程度の適否を考え堀つたもので、測量機も現今の中盤様のものと水平器様のもので、発掘器具も手金と鶴嘴のみであった。いかに其の事業遂行に苦心したか知るべきである。當時この開拓を完成してあつたならば、現在本村に於て大なる恩恵に浴したであろう。此の頃他方面にも広くこの暴挙に雷同蜂起するものあつて、安儀、中内、春山、谷内方面にも現われたといふことである。要するに直接本事件に關係なくも氣候不順の上凶作であつたから、農民の苦境甚だしく藩に納める買米を免除されたい為に示威運動をしたということである。是より先河西鬼柳、黒沢尻方面で、不作のため買米の免除を訴えんがために一揆蜂起し志和方面まで殺到して解散した。又一説には稗貫郡太田方面で引返したともいっている。

(2) 楢山氏と斎藤氏との関係

斎藤易次郎は、文政三年和賀郡飯豊村藤巻に生れた。其の祖二代某明和年間の頃より楢山氏の家士となり代々勤仕した。

一は嘉永年間より安政五年迄に主人楢山佐渡に申出で、藩主の許可を受けたもの

稗貫郡湯口村中根子、同南万丁目、同里川口、同根子村字外台
相賀郡岩崎村新田、同篠間村大字尻平川

右石高七十石余である。それが自ら資を投じて開墾し、竣工の上藩主の検地を得権山佐渡の所領とした。

二は慶応年間、前にも記せる如く東十二丁目、高木、更木の三カ村に於て、畠及び原野を田に変換せんとした。其の用水堰を開鑿し石高二千石余の地を見込みその過高は権山氏の所領とすべく、藩主の許可を得、既に平堰は完成し穴堰も七八分竣工したのであったが、反抗の暴徒起り、又廢藩に際して、空しく放棄の止むなきに至り、資金数千金を投じながら、その完成を見なかつたのは遺憾であった。権山堰というのはそれである。

(3) 小田島守治の実話

小田島守治はこの騒擾に加わった義人の一人で、其の筋の検挙に先立つて遠く仙台領に逃走した旧矢沢村誌編者古川純三氏は親しく同氏を訪い、其の所感を尋ねた。同氏快く当時の模様を語つた。

「この騒擾の起因は苛税の軽減を望むにあることは勿論であるが、殊に本村は租税の低い畠地が多くて、税の高い水田少きも、畠の租税悉く米にかえて納めたから、農民の困苦少なからず、その上水田開墾せば、一層甚だしきに至るべきことは村民一同の憂慮とする処であつた。又この年不作のため人心不安の念其の極度に達したのである。騒動勃発せねば止まざる状態に立至つたのである。中にもその導火線とも云うべきものは二つある。第一はこの頃和賀郡鬼柳通黒沢尻通方面に農民の一揆勃発して、騒擾を始めたのである。この風評は一層村民の心血を唆かしたものである。旧十二月十四日の晩、誰誘うとなく期せずして長志田の山中に集り、打合をすることになったのである。第二の導火線と見るべきは、翌十五日の晩は村社熊野神社及びその東南なる竹原の牛頭天皇の火焚にて、（地方の風習としてその祭の晩女

子供等多数境内に集り火をたき闇の声をあげて神を祭る）其の闇の声南北相対して近隣を震撼したのである。其の声に誘われて各戸より出るものもあつたが、一部分の人々のみであった。其の晩はそのまま更木方面に集合して、各戸より必ず加入を勧説することに定め、且其の狩出しにつとめることを協議したのである。翌十六日の晩になると彼方の森の上、此方の里などに多数集合して、「出ろ出ろやあやあ」の闇の声や貝の音が聞えた。村の方よりは、平沢更木の人々闇の声をあげつつ狩出し大群衆となって殺到して來たのである。そして高島道路を通り、高木小路に出たが、高木小路には二三の吏員之を止めんとせしも叶わず、尚群衆増加して安野渡船場に至るに、官の命にて悉く船を引上げてあつた。群衆ともせず冬河を涉り、十七日の夜明方、矢沢村熊谷氏宅に立寄り焚出を乞い、昼頃八重畠村五大堂の小原多助氏宅に立寄り焚出を受け、同夕方閑口にいたのである。北家よりは陳述を取次ぐにより暫く止まるべしと云われ、焚出及び宿割をうけて泊つた。翌十八日盛岡より急馬にて大崎富栄、照井謙三の両氏來り、一同を集めその件聞とどく旨を言渡した。一同は安心して引返したのである。所が豈図らんや組頭某氏は官の拷問に堪えかねて、北上川に飛入り自殺を企てる等、悲劇は其所此所にあらわれたのである。幸い一同は御維新となり放免されたが、さもなくば吾々の生命はなかつたのである。

又陳述書は更木村永昌寺住職之れを認めたのである。其の内容は

一、未納者は免除の事

二、畠地変換中止の事

この一揆の行程は、隣村八重畠村閑口までの距離を二日かかり、大いに手間取つたのであるが、その

行く道々に人員を検査して脱伍せざる様に勉め、大いに時間がかかったのである。且つ互いに略号をして呼び合い、決して指名をせざることに堅く約したのである。其の略号は東十二丁目組はカラス組、更木組は何と称えて、人員を点呼したのである」云々。

この事件に關係した人悉く故人となつた中に、氏一人八十四才の高齢で費鑠としているは、この義挙を後世に傳うべき偉大な使命として、崇敬の念に堪えない。（この項矢沢村誌より）

第十三節 照井沼の田丹し

田丹しの「邦内郷村志」に照井沼について「此地形を検するに往古北上川此処を流れしが自然西お尋ねにより其跡沼となりしか。沼中白鮒出しが今は生ぜず、大田螺最名産也」とあり、また延享元年（一七四四）藩が伊藤嘉治右衛門に命じて領内の產物を書上げさせているがその中に「田螺一花巻照井沼の產大にして吸椀に二つ程入るという、今は田形となりて田螺出でず。」と記されている。これについて押切（正）家文書「萬事色留帳」に次のようなことが書いてある。

・照井沼から出る拾田丹しは、どのような趣意で差上げたものか、その初年はいつかということを申上げよというのに対して、村方老名共に聞合せだが、その伝嘶承候者一円にこれ無くと申上げてある。

享和元とり六月

肝煎 藤右エ門

・次に田丹し匂方、上納方御尋ねの御沙汰があつて、それには田丹し拾方の儀は毎年九月下旬ひろわせ、

匂方は照井沼辺の湧水を用い井戸の如くにして、大体式千位を匂置くが、すたりもあり、上納の儀は十
月より翌年正二月頃迄の内仰付られ候節に差上げてある旨口上書で申上げてある。

この文書には、御村老名組頭共、与市、孫左エ門、長八、勘助、又兵衛、宮内、御村肝煎藤右エ門、
宛書は御代官宮手弥市様、神匡様となつてゐる。

・更に代官所から、式千個位の外何程位拾い得るか、人足は何人位にて拾うかを申上げるようとのことで、
近年北上川度々洪水にて川前通土手押切照井沼へ水押流れ、田畠より土砂押入自然と田丹しも失われ式
千位拾うにも迷惑している。沼であるから目についた田丹しを拾うのではなく人足を出し沼に入らせ、
手に当り次第拾うので、一度通った跡は泥たきれ足入成兼ね迷惑至極であり、匂数の外何程の数とも申
上兼ねると書上げてある。

此文書の年号は享和三年亥の二月三日で老名衆、肝入与兵衛から、太田源五平様、中里判左エ門様の
宛名となつてある。

第十四節 村境論

論所の発端 古文書の中に、古川孫左エ門が肝入であった当時の村境論として、「西川原論所」の記
録が残っている。これは天明八年（一七八八）に発生し、二十余年をかけ文化七年（一
八一〇）に解決しているが、場所が外台村という家もなく勿論人口もない村と、東西十二丁目の三ヶ村そ